

## 公益財団法人福岡県建設技術情報センター役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）の役員等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む）、交通費及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は年額とし、別表第1に定める限度額の範囲内とする。  
ただし、常勤役員が福岡県からの派遣職員の場合は、別表第1にかかわらず、福岡県の一般職員の例により、給与を支給する。
- 3 前項に定める報酬等の額は、その職務、資格等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 4 常勤役員には、福岡県職員の例により期末手当を支給する。
- 5 役員等には退職手当を支給しない。
- 6 非常勤役員等の報酬等は、別表2に定めるところによる。
- 7 前項までの定めに関わらず、地方公務員法第3条に規定する職を兼ねている非常勤役員等には、報酬を支給しない。

### (報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、福岡県職員の例による。

- 2 非常勤役員等の報酬等は、その都度、現金にて支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用)

第5条 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものと

する。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、福岡県職員の例により通勤手当を支給する。

3 役員等が職務のため出張したときは、福岡県職員の例により旅費を支給する。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、法人設立の日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は変更された寄附行為

施行の日から施行する。(変更された寄附行為の施行日は平成13年5月2日)

(施行期日)

この規程は、平成15年4月21日から施行する。

(施行期日)

この規程は、公益財団法人福岡県建設技術情報センターの設立の登記のあった日から施行する。

(施行期日)

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬の限度額

1人当たり年間800万円までの範囲

別表 2 非常勤役員等の報酬の額

評議員会、理事会に出席又は監事監査の都度、 1人一律 13,500円